

結婚相手紹介サービス 会員契約書

契約内容を十分にお読みになり良く理解されて、ご契約をお願いします

(相談室控え)

契約条項 (1)

甲と乙は本契約書の全てを了承して各自記名捺印の上、本書を2通作成して各自1通を保有するものとする。

契約締結日	年	月	日
甲(結婚相談所)	横浜ブライダルセンター と		
乙(入会希望者)	_____ は、本契約		
条項を双方合意の上、契約を締結致します。			

費用	金額(消費税込み)	お振込み手数料は会員にご負担頂きます。
入会金	円	入会契約履行のための費用
登録料、更新	円	会員情報への登録の為の費用
月会費・情報提供料 (ヶ月分)	円	
入会時費用合計	円	入会時一時払いの合計費用
月会費・情報提供料	円	月ごとの活動費用
お見合い料	円	お見合いを設定する費用
ご成婚時、ご成婚料	円	成婚の規定に該当した時の費用

【費用の支払い時期】

1. 入会時費用合計額は契約時に(契約月日から3日以内にお支払い・お振り込みください。)
2. 月会費・情報提供料は前月27日までに指定の銀行口座へお振込いただきます。 3. 見合料は前日までにお支払い頂きます。 4. パーティーなど催しものについての参加費用は、その都度お支払いいただきます。
5. 成婚料は、ご成婚(契約条項第13条)後、当日のお支払いをもって成婚退会と致します。 6. お相手の成婚料を払う約束で婚約をした場合、お相手相談所の提示する支払い期日に従います。 7. 費用のお支払にて、クレジット・ローンの利用はできません。

【関連商品の取り扱い、特約事項と保全措置】

本契約において関連商品の購入など、関連商品の取り扱いはありません。また契約に対する特約はありません。前受け金の保全措置は講じていません。

【役務提供事業者】

横浜ブライダルセンター 受付時間：午前10時～午後6時まで(日曜日は除く)

T E L : 045-904-4414 F A X : 045-901-0105 電子メール : info@yokohama-bridal.net

甲	相談所	横浜ブライダルセンター	乙	氏名	印
	住所	〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区 すすき野3-6-2-14-402		住所	〒
	電話番号	045-904-4414		自宅電話番号	
	代表担当者	清水 光代 印		携帯電話番号	

ご契約にあたってのご注意： 本書面、概要書面、個人情報に関するしおりを良く確認してご契約下さい。

第1条(会の運営と目的)

横浜ブライダルセンター(以下本会)は、独自の「会員専用ページ」のサービス提供をしており、また甲は、(株)ダイナミックスの良縁ネット本部、(株)日本仲人連盟、一般社団法人JBA(以下各本部とう)に加盟し、BIU:日本ブライダル連盟にも属しています。これら各本部のシステム(以下各システムという:本会システム含む)を利用して、結婚相手紹介サービス業務も行います。甲は各本部と雇用員を使用して、結婚相手紹介に必要な情報(以下、結婚相手会員情報という)を提供し、これに付帯するサービスならびに必要な助言等を行います。甲は、誠意をもって役務を提供しますが、お見合い、結婚を乙に保証するものではありません。

第2条(提供するサービス)

1. 乙は、利用する本会コース:5団体及び乙の利用方法によりインターネット等により各システムを利用して結婚相手会員情報を閲覧することが出来ます。お見合いを希望する会員(以下、希望会員という)を選択する事ができます。
2. 乙は、ネット会員契約を甲と締結する事によって、乙の自宅においてインターネットを使用して本会または各本部の運営するシステムにアクセスし、結婚相手会員情報を閲覧することにより、希望会員を選択する事ができます。この場合、乙には情報を閲覧するための会員No(ユーザー名)とパスワードを甲が配布します。
3. 乙が、希望会員を選択出来る回数は、一ヶ月当たり最大 本会所属会員へのお申し込み:制限無し、良縁ネット:30名まで、日本仲人連盟:20名まで、JBA:制限無し、BIU:45名まで。 4. 乙が、希望会員を選択したときは、甲は当該希望会員の所属する結婚相談所を通じて同会員に対し、お見合いの申込を行います。ただし乙の、希望会員が予め指定した希望条件に合致しないとき等は、申込を行わないケースもあります。 5. 乙は、本会または各本部が主催するお見合いパーティーに参加出来ます。(開催を保証するものではありません。種類によって乙が参加できないものもあります。)パーティー等の参加費用は別途定めます。 6. 甲は、乙に対して、甲または他の結婚相談所に登録している会員(以下他会員という)から申し込まれたお見合いについて、その取次ぎをします。乙は、申し込まれたお見合いについてお見合いを承諾するが否かを選択することが出来ます。 7. 甲は、乙の申込みに対して希望会員がお見合いを承諾した時、または他会員からのお見合いの申込みに対して乙が承諾した時は、希望会員や他会員の所属する結婚相談所とも協議の上、お見合いの日時、場所等のセッティングを双方話し合いにて決定し、お見合いを実施します。 8. 甲は、お見合い、交際、結婚に関するアドバイス等を行います。 9. 乙は休会及び退会を希望する場合、前月の末日(しかし甲の活動日、活動時間内)までに甲に対して申し出なければならない。月の1日に入ると当月の月会費・情報提供料は発生します。

第3条(個人情報の利用目的)

乙の結婚紹介に必要な個人情報は利用される各システムへ登録をして、以下の閲覧方法にて利用されます。1. 加盟結婚相談所内端末にて結婚相手紹介サービス業務のため利用されます。 各加盟結婚相談所では専用ID/パスワードにて限定された加盟結婚相談所業務責任者が役務提供用に関覧し、また当該業務責任者立会いのもと、来所した会員、及び入会希望者への閲覧の用に供します。2. ネット会員契約を締結した会員が行う、お相手紹介目的での閲覧。 各会員専用ID/パスワードにて限定された各加盟結婚相談所のネット会員が利用します。3. 乙のお見合いが決まった時、氏名、また交際が決まった時、電話番号等をお相手と交換します。4. 甲は加盟結婚相談所間の資料交換会・会合等で本件目的遂行のため閲覧に供します。5. 各本部ではパーティー開催時に参加者に配布する、名簿に出席会員の姓を載せます。出席者の交流のため利用します。

第4条(個人情報の取扱)

1. 甲は代表者を個人情報管理責任者とし各本部の個人情報保護方針に従い安全管理に努めます。
2. 甲は第3条に基づき、乙の個人情報の一部を各本部システムに登録します。第三者には開示しません。
3. 乙から預かった写真、証明書類は退会時に返却します。
4. 乙の本契約書、入会身上書は不正退会を防ぐ目的にて1年間保管後甲がシュレッダー処理します。
5. 乙の退会に際し、甲は乙の登録された電子情報を削除します。乙の情報は閲覧不可能となります。
6. 成婚退会時は、甲が成婚届けを各本部に対して申請します。
7. 乙の削除の要請に対し甲は速やかに応じますが、プロフィール内容の変更1回(写真変更含む)は、事務手数料として¥3,000-となります。

第5条(免責事項)

インターネットを通したサービスに異常がないよう努力しますがメンテナンス時および事故による障害時

契約条項 (2)

等にはサービスができません。甲及び各本部は障害によるサービス低下について損害を賠償するものではありません。また、甲の仲介による結婚相手紹介サービスにてお相手との不調が生じて甲及び各本部はそれに対する損害を賠償するものではありません。情報の正確性に努めますが、加盟結婚相談所を通しての紹介となるため情報の正確性を100%保障するものではありません。万一不正確な情報による損害が発生しても甲及び各本部は損害賠償義務を負担しません。

第6条(入会の資格)

1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身の方。
2. 経済的、身体的、精神的に結婚生活を常識を持って営める方。
3. 本会及び各本部の定めた証明書類を提出できる方。(本会員契約書及び身上書、独身証明書、住民票、卒業証明書、資格証明書、男性のみ収入証明)

第7条(入会審査)

入会資格審査の結果、不適格と認められた場合は、入会をお断り致します。その場合審査基準内容、理由等の開示はいたしません。

第8条(会員登録)

乙は、各システム上に、結婚紹介に必要な乙の個人情報を掲載する事を認めるものとします。登録された個人情報の利用については第3条の通りです。登録された個人情報の取り扱いについては第4条のとおり個人情報を適正に管理します。

第9条(会員の義務と遵守事項)

乙は以下の事項について遵守しなければなりません。

1. 掲載内容について ①提出する書類等に虚偽があつてはならないものとします。②提出した書類等の内容に変更があつた場合は速やかに届けを出すものとします。

2. 個人情報に関して

①本会及び各本部のシステム内情報やお見合い相手の個人情報を第三者に漏らさない事とします。②乙は各システム上の自会員パスワードを第三者に教えたり、他会員個人情報を印刷、保存をしたりしないこととします。③乙が他の会員の個人情報を漏洩させ、これによって甲または各本部に被害を与えた場合は、乙は甲と各本部に対し損害賠償を負うものとします。

3. お見合い、交際に関して

①乙はお見合い相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために当会サービスを利用してはならない事とします。②乙はお見合い、交際に関しては、言動、行動、服装等に気を配り、社会人として良識のある行いをする事とします。③乙は決定したお見合い(お相手の名前との交換のみでも)は、断ることが出来ません。やむを得ず断る場合は金10,000円の反則金を甲に対して支払う事とします。④乙はお見合い当日のキャンセルと、当日の無断欠席した場合は、甲に対し、金20,000円の反則金を支払う事とします。⑤お見合い後、交際となった時は、最低1度は相手とお会いする事とします。1度もお会いせず相手をお断りの場合、違約金として甲に10,000円を支払う事とします。⑥会員同士の金銭授受、金銭貸借は禁止とします。⑦乙は交際をお断りする場合は甲を通して行うものとします。また断られたお相手には連絡をしてはなりません。⑧お見合い後の交際期間は、原則として3ヶ月以内とします。やむを得ず延長を希望されるときは書面により延長期間を明記した届け出が必要となります。⑨交際中は交際状況を定期的に甲に報告します。結婚を決めた場合は速やかに甲に報告するものとします。4. 甲への支払いについて：乙は本契約書記載の料金を、甲の指示のもと期日までに支払うものとします。

5. トラブルについて：交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び各本部は乙に対し責任を負わない。

第10条(会員の期間)

乙の本契約書の提出日を入会契約日とします。乙の会員契約有効期間は1年とします。期間中は料金の変更はしません。更新再契約時の料金は、別途定める事とします。

第11条(会員の退会)

乙は、甲に対しその意思により退会を申し出たとき、会費を滞納し甲の催促にもかかわらず納入しないために甲から退会を通知したとき、成婚(第13条の定義)したとき、または乙の会員期間が満了となったときに、甲を退会します。退会の意思の申し出が月の1日に入ると、当月の月会費・情報提供料は発生致します。

第12条(会員の除名)

乙が以下に該当する場合、甲又は各本部は、乙を除名処分とします。この場合、以後、乙に対する各システムサービスは停止し、なお乙の行為によって甲または各本部に損害が生じた時は、甲または各本部は乙に対し、損害賠償請求をすることがあります。

契約条項 (3)

1. 当契約条項に違反した時。 入会時提出書類に詐称があつた時。
2. 紹介相手会員、又はその相談所、甲又は各本部に対し、その名誉または信用を傷つけ、または損害を与えた時。
3. 公序良俗または法令に反する行為をした時。
4. 甲または各本部が規約に照らして会員として不適当と判断した時。

除名処分となった場合は中途解約には該当しませんので、受領金は返金しません。

第13条(成婚、婚約)

成婚とは、会員同士がお互いに結婚すると決めた時又は、今後も結婚を前提に交際を継続すると決めた時です。もし乙が成婚した場合、甲へその旨を報告し、成婚料を支払います。

1. 以下の場合も成婚とみなされ、成婚料を支払います。

- ①お見合いをした相手と性的な関係があつた場合。②お見合いをした相手と同居、同棲した場合。(短期間も)
- ③お見合い後、交際終了後、退会后、過去に甲を通じてお見合いした人と甲に知らせずに再度連絡を取る行為、再交際又は結婚した時。この事は会員、休会者、退会者に適応され、契約成婚料の2倍を反則金として支払う事とします。

2. 乙は成婚によって甲を退会します。成婚退会は契約完了となりますので受領金の返還はしません。

3. 会員、休会者、退会者が成婚の事実を故意に隠した場合は、契約成婚料の2倍を反則金として支払う事とします。

第14条(クーリング・オフ)：乙がクーリング・オフする場合の規定は下記になります。

クーリング・オフ

1. 会員は、契約書面受領日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に入会契約を解除することができます。(この解除を「クーリング・オフ」といいます。) 2. 相談所がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより、会員が誤認又は困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、会員は、相談所より改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、入会契約を解除することができます。 3. 上記1. 及び2. による入会契約の解除通告書は、必ず書面により、所定期間内に相談所宛てに郵送して下さい。この場合、契約解除は、会員が、当該入会契約書の解除に係る書面を発送した時にその効力を生じます。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリング・オフ期間内に発したことが証明できる(郵便消印日付など)のであれば、入会契約を解除することができます。 4. 上記1. 及び2. による入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。又、既にサービスの提供がなされている場合であっても相談所は、その料金を請求しません。既にお支払い済みの入会金及び登録料などがある場合は、速やかにその全額を会員に返金します。

第15条(中途解約)

会員がクーリング・オフ期間経過後に契約の解約を申し出た場合、解約返還金は以下の通りです。詳細は、中途解約返還金表をご参照下さい。

1. 役務提供開始前なら、前受金(入会金・登録料)から「契約の締結及び履行のため通常要する費用として政令で定められた初期費用(3万円)を差引いた額を返還致します。
2. 役務提供開始後なら、前受金から下記イとロの合計額を差引いた額を返還致します。イ、初期費用の他、既に提供した役務の対価に相当する額ロ、解約によって通常生じる損害額として政令で定める額(2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額)。
3. 中途解約はいつでも可能です。その場合、本書面最初に明記の相談所、住所に中途解約の旨を書面にて郵送して下さい。ただし本役務提供でのお見合い相手との交際中の場合は中途解約前にお相手をお断りして頂くか、又は成婚料をお支払いいただくかの選択をして頂きます。中途解約以降は全てのサービスは停止させて頂きます。

第16条(問題の解決)

乙と甲との紛争に関する訴訟は甲の所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所を第一審裁判所とします。

第17条(未既定事項)

本契約に定めなき事項や規約の改正等ある場合は、甲乙協議の上妥当な処理をするものとします。